

新小学校学習指導要領における土木技術者への期待

大阪大学 正会員 ○松村 暢彦

1. はじめに

教育基本法，学校教育法の改正に対応して，2008年3月に学習指導要領が改訂された．学習指導要領は小学校から高等学校までの各学校と各教科で教える目標と内容を規定しており，次の改訂までのおよそ10年間の学校教育の指針となる．今回の改訂は教育基本法の改正を伴っていることから，大幅な改訂となっている．これまでも土木技術者は学施設の提供，出前授業，プログラムの作成支援などさまざまな形で学校教育を支援してきたが，今回の改訂に伴ってより一層積極的な関わりが期待されることとなった．そこで本稿では，新しい小学校学習指導要領の改訂の要点をまとめ，それらと土木技術者との関わり合いについて考察し，今後の土木技術者への期待と注意点について述べる．

2. 新しい学習指導要領の主な改訂点

2006年の教育基本法改正では教育の目標（第二条）が明示され，そのなかでも土木と関連が深いものとして，公共の精神、社会の形成に参画する態度（第3号），生命や自然の尊重、環境の保全（第4号），伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する（第5号）があげられる．これらの目標に対応する小学校学習指導要領が改訂点を示す（表-1）．要約すると，以下の3点になろう．

・地域の教材を通じて，他者や社会との関わり合いに関する視点を認識し，そのなかで法や決まりの意義を学ぶことが強調されている．

表-1 教育基本法 教育の目標（第3～5号）に対応した学習指導要領の主な改訂点

教育基本法	学習指導要領の改訂	小学校学習指導要領における箇所
公共の精神、社会の形成に参画する態度	物事の決定の仕方やきまりの意義、持続可能な社会の構築などよりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成する指導を充実【社会】	・災害や防災の防止について地域の人と協力して防止に努めていることを追加（3・4学年） ・地域の社会生活を営む上での法や決まりをあつかう（3・4学年） ・他者や社会との関わり合いに関する視点を踏まえることを追加（総合的な学習の時間） ・問題解決や探究活動の過程では，他者と協働して問題を解決しようとする学習活動を追加（総合的な学習の時間） ・各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用が追加（総合的な学習の時間）
生命や自然の尊重、環境の保全	生命の尊重、自然環境が人々の生活に与える影響、持続可能な社会の構築のための環境保全の取組、家庭生活と環境との関係などの学習を充実【社会、理科、家庭】	・国民の環境と国民生活との関連についての理解，環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め，国土に対する愛情を育てるを追加（5学年）
伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する	世界文化遺産や国宝、狩猟・採集の生活や国の形成、江戸時代の教育や文化、近現代史の重視など我が国の伝統と文化に関する歴史学習を充実するとともに、世界の地理、文化の多様性、国際社会における我が国の役割などの学習を充実【社会】	・身近な地域の観察対象に「自分たち古くから残る建造物」を追加（3・4学年） ・県の様子を調べるのに，自然環境，伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域を取り上げることを明記．（3・4学年） ・学習活動の例として，地域の人々の暮らし，伝統と文化を追加（総合的な学習の時間）

キーワード 新学習指導要領，土木技術者，教育，総合的な学習

連絡先 〒565-0871 吹田市山田丘2-1 大阪大学大学院工学研究科BE専攻 松村暢彦 TEL 06-6879-4079

- ・自然や環境の保全については前回の指導要領を引き継いでいるがそれに加えて防災の観点が追加されている。
- ・地域の人々の暮らしのなかで伝統や文化を保護・活用している地域を取り上げて、郷土愛を育むことが追加されている。

3. 土木技術者への期待

このような指導要領の改訂にともなって土木技術者はどのように応えることができるであろうか。

土木の特徴として、街路や道路、公園、堤防など具体的な公共空間を取り扱っていることがあげられる。いうまでもなく自然や気候など広い意味での環境と密接な関係がある。さらには、公共空間であるということは必然的に多様な主体が関わり、そのなかで生活を営んでいる。そこでの生活を円滑に営むためには、社会の決まり、ルールを備えている。さらには、そのような公共空間は今あるだけではなく、これまでも形を変えながら引き継がれてきて、そしてこれから引き継いでいく時間軸を伴った存在でもある。

そうした理解にもとづくと、児童、生徒にとって日常生活の身近な公共空間を扱うことで自分の暮らしとの関連を考えやすい題材であるという以上に学習指導要領で規定されている学習目標、内容に適合していることがわかる。

①他者や社会との関わり合い視点を含んでいる

公共空間は自分だけではなく他者の存在が前提である。見知らぬ他者と自分の見えない関係性のもとに社会を形成していることに気づく。たとえば街路空間を取り上げると、歩行者、自転車、車の利用者、沿道の住民、維持管理をする管理者などがそれぞれの視点をもって、同じ空間を共有している。

②社会のきまりやルールの必要性を学ぶことができる

自分勝手に公共空間を利用すると様々な社会問題が起こる。そうならないために社会のルールやマナーが存在することに気づく。そしてより望ましい、より豊かな空間形成のためには、守るべきルールを盲目的に教え込むのではなく、自律的な判断の下に自らの暮らし方を変えること、続けることの必要性に気づくことにつながる。さらに望ましい社会像を考えれば、多様な他者のどの主体の視点を重視するかによって様々な解がある。そのなかで他者の視点を考慮に入れつつも、自分はどうかあるべきだと考えるのか、主体的な社会の形成者の芽生えを提供することができるのではなかろうか。

③日常の生活と環境の関係を学ぶことができる

街路樹など公共空間自体が地域の環境を形成していること、さらにはその周辺の空間によって規定されていることに気づくことができる。公共空間を利用する自らの行動がその周辺の環境に影響を与える事実気づき、環境との関係から自らの暮らし方を変える必要性の気づきにつながる。

④地域の歴史の理解を通じて郷土愛を育むことができる

社会基盤とその上で展開される暮らしはそのときどきの社会の影響を受けて変容してきた。そういう歴史と社会のシステムを理解することによって地域の歴史の理解をすすめる、郷土愛を育むことができる。

以上のような視点はすべての社会基盤に関係していると思われる。だとすれば土木技術者がこれからの学校教育に対して教育の目標を達成するために寄与できることは多大であり、積極的に関与するべきであると考え。決して、学校教育の場を土木事業の理解推進の場ととらえたり、土木のファンをふやすという小学校時代からの囲い込みの場などといった公共の精神からかけ離れた観点で学校教育と関われないのであれば、学校教育から土木、建設は見放されるのは必定であることはいうまでもなかろう。

参考文献

- ・小学校学習指導要領：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/index.htm